

## 規制改革ホットラインからの提案事項に対する 所管府省の対応（例）

以下のものは、規制改革ホットラインからの提案事項を踏まえ、所管省庁が対応された（又は予定されている）例です。

番号	受付年月日	提 案 事 項	所 管 省 庁	対応状況 (26.1.31現在)
1	25.3.22	職長教育の教育内容およびその時間指定の緩和	厚生労働省	25.6.14 対応済み
2	25.3.22	特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談の実現	厚生労働省	25.8.1 対応済み
3	25.4.12	外国銀行代理業務における海外提携銀行の業務の媒介に係る規制の緩和	金 融 庁	26.4.1 対応予定
4	25.4.18	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関するガイドラインの制定について	環 境 省	25.12 対応済み
5	25.6.10	建設リサイクル法の届出緩和措置の徹底	国土交通省	25.8.13 対応済み
6	25.6.10	労災保険関係成立票の大きさに関する制限の緩和	厚生労働省	26.1.8 対応済み
7	25.6.10	登録検査等事業者制度における判定員の資格要件の緩和	総 務 省	26.2 国会に改正法案を提出予定
8	25.8.12	養殖魚の輸出促進のための衛生証明書発行機関（中国向け）の移行について	厚生労働省	26.1.1 対応済み

<b>提案事項</b>	職長教育の教育内容およびその時間指定の緩和
<b>提案の 具体的内容等</b>	<p>労働安全衛生法の職長教育は、その内容に応じて必要とされる時間が決められており、全体で2日間となっている。労働安全衛生管理システム（OSHMS）を導入している事業場では、複数の教育内容が重複した状態となっている。その重複している部分を割愛できるように、具体的な条件を定めるべきである。</p> <p>【提案理由】労働安全衛生規則第40条（職長等の教育）は、以下のように定められている。</p> <p>①労働安全衛生法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。</li> <li>2. 異常時等における措置に関すること。</li> <li>3. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。</li> </ol> <p>②労働安全衛生法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。</p> <p>上記の②のように、教育内容およびそれに要する時間は明確に定められている。また、一方、労働安全衛生管理システムの導入にあたっては、「危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること」など、職長等の教育と重複する部分が多数あるため、無駄が生じている。</p> <p>「2010年度経団連規制改革要望」に対する回答では、「自社の安全衛生活動の中で、該当する労働者に対し、職長になるまでに既に労働安全衛生規則第40条に定める十分な知識及び技能を付与している事項があれば、当該事項については教育を省略することができます」とされているが、具体的な条件が不明確であるため、重複している内容の削減を進めることができない状況にある。</p> <p>教育方法の多様化に合わせて職長教育の重複を排除できるよう、割愛できる条件を、具体的に示していただきたい。</p>
<b>提案主体</b>	一般社団法人 日本経済団体連合会
<b>所管官庁</b>	厚生労働省
<b>所管省庁の 検討結果</b>	<p>労働安全衛生法第60条に基づき、事業者は、新たに職務につくこととなった職長等に対し、次の教育を行わなければならないこととされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。 2時間以上</li> <li>②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。 2.5時間以上</li> <li>③法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 4時間以上</li> <li>④異常時等における措置に関すること。 1.5時間以上</li> <li>⑤その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。 2時間以上</li> </ol> <p>また、事業者は、以上の全部又は一部の事項について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができます。</p>
<b>該当法令</b>	労働安全衛生法第60条、労働安全衛生施行令第19条、労働安全衛生規則第40条、労働安全衛生規則第24条の2
<b>措置の概要 (対応策)</b>	労働安全衛生法第60条に基づき職長等に対して教育を行わなければならない事項については、事業者において、事業者が把握している当該労働者に対して行われた教育事項及びその時間と、労働安全衛生規則第40条第2項に定める教育事項及びその時間とを比較し、当該労働者が十分な知識及び技能を有していると認められた事項に関する教育を省略することができるものですが、御要望を踏まえ、修了することにより職長教育の一部省略が可能となる研修及び省略可能となる教育内容の範囲について、速やかに示すこととします。

番号：2

ホットラインの受付日：3月22日

所管省庁の回答取りまとめ日：5月31日

<b>提案事項</b>		特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談の実現
<b>提案の 具体的内容等</b>		<p>特定健診に基づく保健指導の初回面接において、ICT を活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>特定保健指導では、初回は面接による支援を行うこととされているが、ICT を活用した遠隔面談は認められていない。同時に、面接者は、医師、保健師・管理栄養士等に限られており人員の確保も問題となっている。</p> <p>遠隔面談が可能となれば、企業の事業場（特に営業所）に対して本拠地のスタッフが、ICT を活用して個別面談指導やグループ指導が行えるため、特定保健指導の受診率の向上という観点からも、効果が多いに期待できる。</p> <p>「規制・制度改革委員会報告書（フォローアップ調査結果）（2012年6月29日）」において、「実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する（平成24年度上期検討・結論）」となっているが、具体的な検討課題や進捗状況が不明である。早期の実現を図るよう強く要望する。</p>
<b>提案主体</b>		一般社団法人 日本経済団体連合会
<b>所管官庁</b>		厚生労働省
<b>所管省庁の 検討結果</b>	<b>制度の 現状</b>	特定保健指導における初回面接については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項及び第8条第1項において、面接による指導の下に行動計画を策定することとしており、ICT を活用した面接については認められていません。
	<b>該当法令</b>	特定保健指導における初回面接については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項及び第8条第1項において、面接による指導の下に行動計画を策定することとしており、ICT を活用した面接については認められていない。
	<b>措置の概要 （対応策）</b>	特定保健指導における初回面接について、一定の条件の下で、ICT を活用した面接を行うことを認めます。

番号：3

ホットラインの受付日：4月12日

所管省庁の回答取りまとめ日：7月31日

提案事項	外国銀行代理業務における海外提携銀行の業務の媒介に係る規制の緩和	
提案の 具体的内容等	<p>途上国に進出する企業等への便宜供与の観点から、出資関係に限定されない、邦銀海外業務提携先外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務（但し、顧客保護の観点から、当該所属外国銀行が邦銀の顧客企業の海外支店・子会社に対し、当該国の法令に則して実施する銀行業務の媒介に限定）を許容されたい。</p> <p><b>【要望理由】</b></p> <p>邦銀と50%未満の出資関係にある（主に途上国の）海外提携銀行の大半は、わが国において単独で十分なサービスを提供できない一方、邦銀も当該海外提携銀行の所在国において法規制または採算上の理由から顧客（例：当該国に進出している日本企業）ニーズに応えられるサービスを十分に提供できないことがある。このような場合、お互いの機能を補完するべく、（マイノリティー出資を含む）業務提携契約を締結して対応しているところ。現状の法規制では、邦銀がこのような提携先に対して媒介を行うことが禁止されている為、提携先所在国進出取引先及び提携海外銀行に対するサービスが限定されており、顧客企業のニーズに十分応えることができない状況。所属外国銀行が、邦銀の顧客企業の海外支店・子会社に対して（現地法制に則して）実施する銀行業務の媒介に限定して、業務提携を締結している外国銀行を所属外国銀行とする銀行代理業務が許容されれば、現地金融機関との関係構築等の本邦顧客の負担を大幅に軽減することができるほか、わが国における顧客保護上の問題も生じないと考えられる（外国において現地法制に則して行われる外国法人〈又は支店〉間の取引であるため）。</p>	
提案主体	都銀懇話会	
所管官庁	金融庁	
所管省庁の 検討結果	制度の 現状	外国銀行代理業務の相手先は、邦銀の子会社、邦銀を子会社とする外国銀行などに限られています。
	該当法令	銀行法第10条第2項第8号の2、銀行法施行規則第13条の2
	措置の概要 (対応策)	国内銀行が外国銀行の代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無を問わず、外国銀行の代理・媒介を行うことを可能とするため、所要の措置を盛り込んだ府令改正を、平成25年6月12日に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律案の施行にあわせて実施する予定です。

番号：4	ホットラインの受付日：4月18日	所管省庁の回答取りまとめ日：7月31日
------	------------------	---------------------

提案事項		ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関するガイドラインの制定について
提案の 具体的内容等		<p>現在、ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物に関するガイドラインがいくつか制定されているが、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインは焼却処理編のみとなっている。微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については洗浄処理も期待できることから、洗浄処理に関するガイドラインの制定を要望する。</p> <p>【現状】：廃棄物処理法に基づく PCB 廃棄物の処理施設として、焼却施設、分解施設、分離施設、洗浄施設があるが、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインについては、焼却処理編のみ制定されている。</p> <p>【要望理由】：現在、環境省主催の「PCB 廃棄物適正処理推進検討委員会」において、PCB 廃棄物の処理推進の検討がなされているところである。その検討の中で、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理について、「洗浄方式を活用した処理施設等の大きな処理能力を持つ施設の操業が期待される」旨の意見が出されていることから、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインの洗浄処理編の制定により、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理推進につながると考える。</p>
提案主体		電気事業連合会
所管官庁		環境省
所管省庁の 検討結果	制度の 現状	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関して、現在、焼却処理に関するガイドラインが作成・公表されています。現在、洗浄処理に関するガイドラインについて検討しているところです。
	該当法令	廃棄物処理法
	措置の概要 (対応策)	微量 PCB 汚染廃電気機器等の洗浄処理に関するガイドラインについては、既に検討に着手しており、平成 25 年度中に作成・公表すべく取り組んでいきます。

番号：5

ホットラインの受付日：6月10日

所管省庁の回答取りまとめ日：8月30日

<b>提案事項</b>		建設リサイクル法の届出緩和措置の徹底
<b>提案の 具体的内容等</b>		<p>建築物以外の工作物の新築・解体のうち、請負金額が500万円未満のものについては、建築リサイクル法に基づく届出が不要である旨を周知徹底すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>建築物以外の工作物の新築・解体に関して、建築リサイクル法に基づく届出が必要なのは請負金額が500万円以上の場合とされているが、市町村によっては請負金額や廃棄物の有無にかかわらず、届出が求められる場合があり、事業者の負担になっている。</p>
<b>提案主体</b>		民間企業
<b>所管官庁</b>		国土交通省
<b>所管省庁の 検討結果</b>	<b>制度の 現状</b>	<p>建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定規模以上のものを対象建設工事と規定しており、対象建設工事の発注者等は、工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に届け出をしなければなりません。</p> <p>「建築物以外の工作物の工事」については、請負代金の額が500万円以上のものが対象建設工事となります。</p>
	<b>該当法令</b>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項、第10条第1項
	<b>措置の概要 (対応策)</b>	本提案について、建設リサイクル法の都道府県担当者へ情報展開し、適切な運用を図るよう周知しました。

番号：6	ホットラインの受付日：6月10日	所管省庁の回答取りまとめ日：8月30日
------	------------------	---------------------

提案事項		労災保険関係成立票の大きさに関する制限の緩和
提案の 具体的内容等		<p>労災保険関係成立票の大きさについて、建設業許可票と同じ「25cm×35cm以上」とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>通信建設工事の現場に掲示する建設業許可票と労災保険関係成立票の大きさは、いずれも「40cm×50cm以上」と定められていたが、建設業許可票のみ平成23年に「25cm×35cm以上」で良いこととされた。このサイズはA3版1枚に収まるので事業所で容易に作成可能であり、事業者の負担が軽減された。労災保険関係成立票についても同様の扱いとしてほしい。</p>
提案主体		民間企業
所管官庁		厚生労働省
所管省庁の 検討結果	制度の 現状	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条関係様式第25号において、「縦40センチメートル、横50センチメートル」としています。
	該当法令	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条関係様式第25号
	措置の概要 (対応策)	建設業許可票と合わせて「25センチ×35センチ以上」とする省令改正を行うこととします。

<b>提案事項</b>		登録検査等事業者制度における判定員の資格要件の緩和
<b>提案の 具体的内容等</b>		<p>無線局の立入検査について、第一種陸上特殊無線技術士も登録検査等事業者の判定員となれるよう、資格要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>具体例： 「第一級陸上特殊無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一定年数（3年以上など）従事した経験を有すること」</p> <p><b>【提案理由】</b> 無線局には、国による立入検査制度があるが、「登録検査事業者の判定員」が検査し、証明書を提出することで代替できる。判定員になれる者の要件として「第1級・第2級陸上無線技術士」があるが、登録検査事業者が有資格者を確保するのが難しいため、下位資格の「第1級陸上特殊無線技術士」でも判定員になれるよう要件を緩和すべきである。</p>
<b>提案主体</b>		民間企業
<b>所管官庁</b>		総務省
<b>所管省庁の 検討結果</b>	<b>制度の 現状</b>	<p>登録検査等事業者制度における判定員の要件を、電波法で以下のとおり規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に3年以上従事した経験を有すること。</li> <li>・第1級総合無線通信士、第1級海上無線通信士若しくは第2級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に5年以上従事した経験を有すること。等</li> </ul>
	<b>該当法令</b>	電波法第24条の2第4項第3号、別表第4
	<b>措置の概要 (対応策)</b>	<p>本件については、平成25年度内を目途に結論を得るよう、検討を行ってまいります。</p> <p>※制度見直しの端緒として、本提案内容を紹介しています（別添参照）。</p>



番号：8

ホットラインの受付日：8月12日

所管省庁の回答取りまとめ日：10月11日

<b>提案事項</b>		養殖魚の輸出促進のための衛生証明書発行機関（中国向け）の移行について
<b>提案の 具体的内容等</b>		<p>養殖魚を中国に輸出する際に、最近までは輸出の都度、検査機関による官能検査が義務づけられているとともに、衛生証明書発行機関が4機関しかないなど輸出を行う上での障害となっていた。一方、衛生証明書を発行する機関が4機関しかないことについては、本年6月末に「衛生証明書発行機関が保健所などに移行する」と報道され、養殖業界として大きな期待を持っていたが、その後進捗が見られない。業界として中国への輸出促進は養殖魚の生産計画にも影響する課題。</p> <p>①今後の方針・スケジュールを明確にしていきたい。 ②1日も早く衛生証明書発行機関を都道府県等に移行していただきたい。</p>
<b>提案主体</b>		(社) 全国海水養魚協会
<b>所管官庁</b>		厚生労働省
<b>所管省庁の 検討結果</b>	<b>制度の 現状</b>	<p>中国向け輸出水産食品の衛生証明書については、中国との二国間協議に基づき、4登録検査機関において発行を行っています。</p> <p>(平成22年より現行の4登録検査機関に追加して地方自治体を追加するよう、中国政府に対し継続的に要請を行っていたところです。)</p>
	<b>該当法令</b>	「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
	<b>措置の概要 (対応策)</b>	平成26年1月1日より、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する予定です。